

○財務省告示第百八十二号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成三十年六月二十二日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成三十年七月十日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第三百十
五回）
二 発行の根拠 財政運営に必要な財源の確保を
図るための公債の発行の特例に
関する法律（平成二十四年法律
第一百一号）第三条第一項及び特
別会計に関する法律（平成十九
年法律第二十三号）第四十六条
第一項

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法 の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第I非
価格競争入札発行」という。）

五 募入決定の

二十 十九 十八 十七 十六 十五

払者入払元償償 後第
込札場利還還 の二
期参所金金期 期
日加支額限 子以

平成三十一年六月二十二日

財務大臣から通知を受けた者

日本銀行 額百円につき百円

平成三十五年三月二十日

利子を払う。六月間に属する

て、その日以前六月間に属する

を支払う。各支払期におい

毎年三月二十日及び九月十日

償還金 $\frac{100}{2} \times \frac{0.1}{100}$

す。次号及び第十六号において規定

その翌営業日に支払う。以下、

が銀行休業日に当たるときは、

金額を支払う。ただし、支払期